

## 資料 4

### その他の報告

福岡県アライグマ防除実施計画について  
( 修正 版 )



## 福岡県アライグマ防除実施計画について

### 1 経 緯

令和5年4月、改正外来生物法が施行され、特定外来生物の防除に関して新たに都道府県や市町村等の役割が規定された。

これを受け、令和5年6月に動植物の専門家からなる特定外来生物防除対策検討委員会を立ち上げ、特定外来生物の種ごとの防除の緊急度を検討した。優先的に防除する種はアライグマであるとの同委員会意見を受け、県では、アライグマを優先防除対象種に選定し、令和6年3月に福岡県アライグマ防除実施計画を策定した。

今後は、本計画に基づき、県・市町村・地域が一体となったアライグマ防除実施体制を構築し、計画的、効果的及び継続的な防除を実施する。

### 2 福岡県アライグマ防除実施計画の主な内容

#### (1) 計画策定の目的と背景

- ・本県では、平成16年度の初確認以降、令和4年度までの間に累計50市町村で生息を確認。
- ・急激にアライグマの生息個体数が増加し、全県的な分布拡大にあると推定され、年を追うごとに農作物被害や生活環境被害は増加傾向。
- ・雑食性で繁殖能力が高いアライグマの分布拡大は、陸水域をはじめとする生態系への甚大な影響が懸念されるとともに、狂犬病やレプトスピラ症等の人獣共通感染症の媒介も懸念されている。
- ・アライグマが生息していないと推定している市町村においても、本県における捕獲頭数と発見市町村数の拡大状況を踏まえると生息又は侵入のおそれがある。

#### (2) 計画の目的と目標

- ①目 的 アライグマによる生態系、農作物及び生活環境に係る被害の軽減と分布域の拡大防止
- ②目 標 最終的には本県における野外からの完全排除を目標とする。  
ただし、防除従事者が不足している現状を踏まえ、本計画期間中は捕獲体制の確立と生息数の低下を目指す。

#### (3) 防除を行う区域

福岡県全域

#### (4) 計画期間

令和6年3月25日から令和11年3月31日まで

(5) 防除の一部を担う市町村 (計画参加市町村)

38市町村

市町村名
北九州市、福岡市、田川市、八女市、行橋市、豊前市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、うきは市、朝倉市、みやま市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、小竹町、鞍手町、桂川町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、大任町、赤村、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

(6) 防除の内容

原則として箱わなを用いて捕獲し、適切に処分する。

(7) 実施体制

① 県の主な役割

アライグマの防除に関する体制整備と捕獲個体の処分、防除講習会の開催、防除実施計画のモニタリング

② 市町村の主な役割

防除従事者の登録・管理、地域住民と防除従事者との連絡・調整等

③ 防除従事者の役割

防除講習会の受講、防除従事者としての届出、捕獲、捕獲情報の提供

④ 地域住民の役割

箱わな設置協力、生息情報の提供

【参考】令和3年度末の生息状況推定メッシュ図

